5　腐食性を有する物質

表示		要件	
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6　マッチ

表示		要件	
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1　別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。

2　「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。

3　別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

4　別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十八日

地方職員共済組合

理事長　髙部　正男

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第三十条第一項中「（次項の高額療養費が支給される場合を除く。）」及びただし書を削り、同条第二項中「地方公務員等共済組合法施行令」を「前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法施行令」に、「及び」を「又は」に、「あつては」を「おける家族療養費附加金は」に、「高額療養費に相当する額」を「高額療養費の額」に改め、「家族療養費附加金として」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該合算された施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額のうち二万千円以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が一件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が二万五千円未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に二万五千円を加えた額を控除して得た額に相当する額とする。

第三十条の二第一項中「法第六十二条の二の規定に基づき高額療養費が支給される場合」の下に「（施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）」を加え、「施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合及び」及びただし書を削る。

第三十条の四を第三十条の五とし、第三十条の三を第三十条の四とし、第三十条の二の次に次の一条を加える。

（端数の処理等）

第三十条の三　第三十条に規定する家族療養費附加金及び前条に規定する家族訪問看護療養費附加金は、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その金額が千円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した場合については、これを支給しない。

附則第五項中「一部負担金の額等の払戻し」の下に「（以下「一部負担金払戻金」という。）」を加え、附則第六項中「一部負担金の額等の払戻し」を「一部負担金払戻金」に改め、「（次項の高額療養費が支給される場合を除く。）」及びただし書を削り、附則第七項中「施行令第二十三条の三の三」を「前項の規定にかかわらず、施行令第二十三条の三の三」に、「及び」を「又は」に、「あつては」を「おける一部負担金払戻金は」に「高額療養費に相当する額」を「高額療養費の額」に改め、「一部負担金の額等の払戻しを」を削り、ただし書を次のように改める。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十六項中「附則第十三項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十五項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九項中「一部負担金の額等の払戻し手続」を「一部負担金払戻金の手続」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項中「前三項」を「前四項」に、「一部負担金の額等の払戻し」を「一部負担金払戻金」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

八　前二項に規定する一部負担金払戻金は、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その金額が千円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した場合については、これを行わない。

附　則

一　この変更は、公告の日から施行する。

二　変更後の第三十条から第三十条の三まで及び附則第五項から第八項までの規定は、平成二十二年四月一日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

三　前項の規定にかかわらず、変更後の第三十条の三及び附則第八項の規定中百円未満の端数の切捨てに係る部分については、平成二十三年四月一日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。